

大阪デジタルインフラ協議会設置要綱

(目的)

第1条 AIをはじめとする飛躍的に進化する技術革新を取り込み、次世代型スマートシティの実現を加速させるとともに、副首都としてのバックアップ機能を備えた国際競争力の高い都市として維持・発展させることを目的として、「大阪デジタルインフラ協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) データセンター、通信、電力など各事業者からの相談や要望を受け、関係機関につなぐなど、ワンストップ窓口機能に関すること
- (2) データセンターのクラスター化の検討（彩都、けいはんな、堺 7-3 区、大阪市内などの既存クラスターの拡張や、新規クラスターの検討）に関すること
- (3) デジタルインフラの整備に関する助成金や税制優遇など、インセンティブとなる支援策の具体化に関すること
- (4) デジタルインフラの早期整備にあたって課題となっている規制・制度の整理、国への働きかけに関すること
- (5) データセンター整備時におけるまちづくりとの調和（緑地整備や環境配慮等）の具体化に関すること
- (6) データセンターの整備を促進するための、前各号を含むガイドライン（基本方針等）の策定に関すること
- (7) その他協議会において必要と認める事項に関すること

(会長及び副会長)

第3条 協議会には会長を1名、副会長を1名置く。

- 2 会長は大阪府知事の職をもって充てる。
- 3 副会長は大阪市長の職をもって充てる。
- 4 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会員)

第4条 協議会は、デジタルインフラに関する分野において識見を有する関係企業・大学等で構成する。

- 2 前項に該当する企業・大学等は、別紙1を会長あてに申請した後、会長の承認をもって協議会の会員となる。ただし、暴力団等反社会的活動やその他公共の活動として不適当なものに該当する企業・大学等は、会員になることができない。
- 3 会員は、別紙2を会長あてに届出することにより、協議会を退会できる。また、会長は、会員が本要綱を遵守しない場合や協議会の名誉を棄損する等の行為があった場合に、当該会員を退会させることができる。

(学識者)

第5条 協議会に学識者を置くこととし、別表1に掲げる者で構成する。

2 学識者の報償費の額は、会議の出席につき日額18,000円とする。

3 学識者の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）の規定による指定職等の職務にあるもの以外の者の額相当額とする。

（会議）

第6条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の協議会の議事に関係のある者（特別顧問含む。）の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

3 協議会の議事及び検討内容は、原則公開とする。ただし、協議会が公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

4 協議会は、会長が必要と認めた場合に限り、書面による会議として開催することができる。

（秘密義務）

第7条 協議会の会員等は、協議会で知り得た情報（前条第3項の規定により公開された議事及び検討内容を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

2 前項の規定は、協議会の退会後においても、なおその効力を有するものとする。

（事務局）

第8条 協議会の事務局は、大阪府スマートシティ戦略部戦略企画課に置く。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和8年3月27日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和8年4月27日から施行する。

別表1（第5条関係）

氏名	役職名
江崎 浩	東京大学大学院 情報理工学系研究科電子情報学 専攻教授
田中 謙司	東京大学大学院 工学系研究科 教授
下條 真司	青森大学 ソフトウェア情報学部 教授
山口 弘純	大阪大学 情報科学研究科 情報ネットワーク学専攻 教授

大阪デジタルインフラ協議会会長 様

大阪デジタルインフラ協議会 会員申請書

①企業・ 大学等名	(フリガナ)		
②代表者 職・氏名	(フリガナ)		
③担当者 職・氏名 (連絡窓口)		TEL	
④E-mail			
⑤企業・ 大学等 所在地	(〒 -)		

1. 本申請書のご提出をもって、大阪デジタルインフラ協議会へのご参加を承諾いただいたものとさせていただきます。
2. ご記入いただいた個人情報は大阪デジタルインフラ協議会以外の目的で使用致しません。

【送付先・お問い合わせ】

大阪デジタルインフラ協議会事務局
(大阪府スマートシティ戦略部戦略企画課)

E-mail : digital-infra@gbox.pref.osaka.lg.jp

郵送 : 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14-16
大阪府咲洲庁舎 (さきしまコスモタワー) 34階
大阪デジタルインフラ協議会事務局 宛て

TEL : 06-6210-9092

大阪デジタルインフラ協議会会長 様

大阪デジタルインフラ協議会 退会届書

つぎのとおり、大阪デジタルインフラ協議会を退会したいので、大阪デジタルインフラ協議会設置要綱第4条第3項の規定に基づき、提出します。

なお、退会後においても、大阪デジタルインフラ協議会の職務に関して知りえた個人情報等の秘密の取り扱いについて大阪デジタルインフラ協議会設置要綱第6条第2項の規定を遵守します。

企業・大学等名	
退会理由	

<ご連絡先>

担当者職・氏名	
所属	
TEL	
E-mail	